個人情報ファイル簿

	11 12 1114 121 2 1 114			
個人情報ファイルの 名称	猟銃・空気銃等管理ファイル			
行政機関等の名称	福岡県警察本部長			
事務担当課等	生活安全部生活保安課			
個人情報ファイルの 利用目的	猟銃及び空気銃等の許可その他銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号、以下「銃刀法」という。)に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。			
記録項目	1 銃種、2 許可証番号、3 本(国)籍、4 住所、5 氏名、6 性別、7 生年月日、8 登録事由発生年月日、9 許可番号、10 有 効期間、11 商品名等、12 銃口径、13 銃特徴、14 銃番号、15 銃全長、16 銃身長、17 適合実(空)包、18 替え銃身本数、19 替え銃身、20 用途別、21 管轄警察署、22 追加打刻番号、23 記 事、24 取消事由又は失効事由、25 問題銃状態			
記録範囲	銃刀法第4条第1項第1号、第3号、第4号、第5号、第5号の2及び第5号の3の規定による銃砲の所持の許可を受けた者、第9条の4第1項第1号の規定により指定を受けた教習射撃場を管理する者(第9条の6第2項の規定により届出があった場合)、第9条の9第1項第1号の規定により指定を受けた練習射撃場を管理する者(第9条の11第2項の規定により届出があった場合)、譲渡を受けた銃砲店又はクロスボウ販売事業者(第8条第3項の規定による抹消の申請又は第9条第3項の規定による許可証の返納があった場合)			
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。			
要配慮個人情報の有無	☑ 含む □ 含まない			
条例要配慮個人情報の 有無	□ 含む			
記録情報の経常的提供 先	☑ 有 □ 無			
開示請求等を受理する 組織の名称及び所在地	名 称 福岡県警察本部総務部総務課情報公開係			
	所在地 福岡市博多区東公園7番7号			
訂正及び利用停止に関 する他の法令の規定に よる特別の手続等	☑ 有 □ 無 3から6まで、15、16及び18から20までの記録項目の内容 に変更があった場合の訂正については、銃刀法第7条第2項及 び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16 号)第32条による。			
個人情報ファイルの 種別				

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨				
☑ 該当			非該当	
			□ 法第60条第3項第2号非該当	
			□ 法第60条第3項第3号非該当	
※ 以下、該当の場合のみ記載				
行政機関等匿名加工 情報の提案を受ける 組織の名称及び所在 地		名 称	福岡県警察本部総務部総務課情報公開係	
	所在	所在地	福岡市博多区東公園7番7号	
行政機関等匿名 情報の概要	加工	_		
作成された行政機関 等匿名加工情報に関 する提案を受ける組 織の名称及び所在地		名 称	福岡県警察本部総務部総務課情報公開係	
		所在地	福岡市博多区東公園7番7号	
作成された行政 等匿名加工情報 する提案をする ができる期間	に関	_		
備考		_		